

ポーランド週報

(2023年12月21日～2024年1月10日)

令和6年(2024年)1月12日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
政治 「ビザ・スキャンダル」調査委員会の設置 「法と正義」(PiS)所属の下院議員2名の逮捕・拘留を巡る動き 国営メディアを巡る動き ドゥダ大統領とトウスク首相による年末年始の挨拶 トウスク首相、2024年地方選挙の実施日を示唆 トウスク首相による予算法案に関するコメント 「法と正義」(PiS)主催デモ「自由なポーランド人による抗議」の実施 シコルスキ外相のウクライナ訪問 シコルスキ外相と各国外相等との電話会談 ロシア軍ミサイルのポーランド領空通過 能登半島地震に関するポーランド政府要人からのメッセージ 上川外務大臣のポーランド訪問 米国製戦車及び装甲車の納入 ドゥダ大統領とゼレンスキー・ウクライナ大統領との電話会談								【お願い】3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。 問合せ先大使館領事部 電話226965005 Fax 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。
治安等 2023年交通罰則金の徴収総額が増加 スロバキアとの国境における一時的な国境管理を延長 男性がタクシー運転手を暴行 偽造医薬品の製造工場等が摘発 バルカンルートを経由する不法移民が減少 少年が偽のテロ攻撃情報を公開し、治安機関が混乱 ベラルーシ人女性スパイが起訴 違法な麻薬製造所が摘発								
経済 子ども手当プログラム800+の施行 ビジネス・ハーバー・プログラム 開発・技術省によるビジネス規制緩和 金融政策理事会、公定金利を5.75%に維持 12月インフレ率6.1% 12月PMI指標47.4ポイント 今年のポーランド航空のフライト計画 国境におけるポーランド人農家による抗議活動の停止 原発立地に関する監査 国営エネルギー企業トップの交代準備 カトヴィツェの産業省 クリーンエアプログラムと資金源 ポーランドの大学において原子力工学課程を設置								

<p>大使館からのお知らせ 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ 「たびレジ」への登録のお願い マイナンバーカード取得のお願い 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて 旅券のオンライン申請等の開始について 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事</p>	
<p>在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp</p>	

政 治
内 政

「ビザ・スキャンダル」調査委員会の設置【12月21日】

12月21日、下院に設置された「ビザ・スキャンダル」調査委員会のメンバーが任命された。11名のメンバーのうち、「法と正義」(PiS)が4名、「市民連立」(KO)が3名、「ポーランド2050」が1名、「農民党」(PSL)が1名、「左派」が1名、「同盟」が1名、それぞれメンバーを出すことになった。委員長を務めることになったのは、KOのシュチェルバ下院議員である。

「法と正義」(PiS)所属の下院議員2名の逮捕・拘留を巡る動き【12月21日～1月11日】

12月21日、ホウオヴニャ下院議長は、ワルシャワ地方裁判所が出した判決を受け、カミンスキ下院議員とヴォンシク下院議員が持つ議席について、無効とする決定を下した。同日、インタビューに応じたドゥダ大統領は、2名の下院議員に対して下された判決は政治的なものであり、もし両名が刑務所に入ることになれば、1989年以来初めての政治犯が出ることになることと評価した。

1月4日、最高裁判所特別監査・公共問題部は、ヴォンシク下院議員の議席を剥奪するというホウオヴニャ下院議長が下した決定を覆す判断を行った。カミンスキ下院議員についても同様の動きが見られることになると想定される。ジェチポスポリタ紙は、専門家の意見を踏まえ、最終判決が出された瞬間に議員2名の議席は失効したため、理論的には、両名はまだ収監される可能性が残っており、ホウオヴニャ下院議長が下した決定を破棄しても、議席は回復されないと説明した。

1月8日、ドゥダ大統領の招きに応じ、ドゥダ大統領とホウオヴニャ下院議長が会談を行った。ドゥダ大統領は、議員2名に対して2015年に与えた恩赦は

効力を持っていると評価したが、ホウオヴニャ下院議長は、裁判所が出した判決が効力を持つようになった時点で議員2名が持つ議席は失効したと述べ、両者は合意に至らなかった。同日、ワルシャワ・シルドミェシチェ地区裁判所は、カミンスキ氏とヴォンシク氏に対する逮捕令状を出した。

1月9日、大統領府で行われた式典に参列していたカミンスキ氏とヴォンシク氏は、敷地内に入ってきた警察によって逮捕され、拘置所に連行された。ケルヴィンスキ内務・行政大臣は、Xのプラットフォームにおいて、「法の下ではすべての人々が平等である。」と述べた。

1月10日、拘置所に入れられているカミンスキ氏がハンガー・ストライキを行っていることとPiSが発表した。また、同日、ドゥダ大統領は、声明を出し、カミンスキ氏と協力者たちが自由の身になるまでは休むことはないことを宣言した。他方、同日、カミンスキ氏の議席の失効について、ホウオヴニャ下院議長が下した決定がポーランド・モニターに掲載された。さらに、同日、最高裁判所労働・社会保険部は、審議を行い、カミンスキ下院議員の議席失効を確認した。

1月11日、ドゥダ大統領は、カミンスキ氏とヴォンシク氏の配偶者たちと面会を行い、両名に対する恩赦手続に入ると発表した。

国営メディアを巡る動き【12月23日～1月10日】

12月23日、ドゥダ大統領は、連立与党による公共メディア改革に反発し、2024年予算関連法案に拒否権を行使すると発表した。ドゥダ大統領は、自身が下した決定について、憲法と民主的法体系の原則に対する明白な違反に鑑み、公共メディアへの30億ズロチの支出を含む予算関連法案には同意できないと強調し、公共メディアはまず確実かつ合法的に

修復されなければならないと主張した。ドゥダ大統領は、教員の給与増額などを含む、独自の予算関連法案を議会に提出すると発表した。トウスク首相は、Xのプラットフォームにおいて、ドゥダ大統領の動きは教員の給与増額を妨げると書き、政府が対処するとして、影響を受ける人々に呼びかけた。同日、PiSは、2024年1月11日にワルシャワで自由なメディアを擁護するための抗議デモを実施すると発表し、国民に対してデモに加わるよう呼びかけた。

12月26日、国家メディア協会(RMN)は、情報番組「Wiadomość」のジャーナリストであるアダムチク氏をポーランド国営放送(TVP)のCEOに任命したため、「法と正義」(PiS)はシェンキェヴィチ文化・国家遺産大臣によって任命されたシグトCEOを認めていないことがわかる。

12月28日、シェンキェヴィチ大臣は、TVP、ポーランド・ラジオ(RP)、ポーランド国営通信(PAP)を清算状態(state of liquidation)に置くと発表した。公共メディアに対する30億ズロチの支出が含まれる予算関連法案がドゥダ大統領によって拒否権を行使されたことを受けて下された決定であった。ジェチポスポリタ紙によれば、シェンキェヴィチ大臣は、個別に公共メディアの清算人を任命することができるようになり、清算人はこれらの企業の経営権と代表権を継ぐことになる。カチンスキPiS党首は、「極めて危険である。」として強く非難した。

1月3日、下院財務委員会は、トウスク政権が議会に提出した2024年予算関連法案の第1読を行い、修正を付して採択した。また、下院財務委員会は、ドゥダ大統領が提出した予算関連法案の審議は行わないという決定を下した。

1月10日、ワルシャワ地方裁判所は、TVPとPAPの新しい経営陣の登録申請を棄却した。ドゥダ大統領は、シェンキェヴィチ大臣の行為が違法であったことの証であると述べた。TVPは控訴を起こすと発表した。

ドゥダ大統領とトウスク首相による年末年始の挨拶【12月30日・31日】

12月30日、トウスク首相は、国民に向けてテレビ演説を行った。トウスク首相は、2023年はポーランドの歴史に残る画期的な年になったと強調し、種々

様々なイシューを正常な軌道に戻すことを約束した。また、トウスク首相は、国際社会におけるポーランドの地位と重要性を再構築し、同盟国との論争に代わり、我々の国益について厳しくも友好的な会話を交わし、共通しているものを探すようにすると述べた。

12月31日、ドゥダ大統領も、国民に向けてテレビ演説を行った。ドゥダ大統領は、ポーランドの安全保障こそが自分自身にとって最も重要な問題であり、今後も同様であり続けることを強調し、ポーランドの安全保障強化に関連するアジェンダについて政府と協力する用意があることを表明した。また、ドゥダ大統領は、「政府が力づくで公共メディアを奪おうとしている。」と強く非難した。

トウスク首相、2024年地方選挙の実施日を示唆【1月3日】

1月3日、トウスク首相は、2024年地方選挙の実施日について、第1ラウンドは4月7日、第2ラウンドは4月21日とすることが最も可能性が高いと発表した。トウスク首相は、10月15日連立政権によって統一候補者を立てる形で選挙リストを作るのが望ましいと強調したが、連立パートナーたちの判断を尊重するとも認めた。

トウスク首相による予算法案に関するコメント【1月9日】

1月9日、トウスク首相は、予算についてコメントし、予算法案は憲法と法律によって定められた期限内に大統領による署名に付されることになると保証した。

「法と正義」(PiS)主催デモ「自由なポーランド人による抗議」の実施【1月11日】

1月11日、ワルシャワにおいて、「法と正義」(PiS)主催による反「10月15日連立」政権デモ「自由なポーランド人による抗議」が実施された。ワルシャワ市の発表では35,000人が、PiSの発表によれば20~30万人が集まったという。カチンスキPiS党首は、「投票用紙を使って政権を止め、政権を変えなければならない。現在の政権はポーランドの政権ではないため、戻ってこれないようにしなければならない。」旨のスピーチを行った。

外交・安全保障

シコルスキ外相のウクライナ訪問【12月22日】

12月22日、シコルスキ外相は、初めてウクライナ・キーウを訪問した。ゼレンスキー大統領と行った会談では、シコルスキ外相は、強力な対ウクライナ支援の意志を表明するとともに、二国間協力のための新たな提案を行った。ウクライナ訪問中、シコルスキ外相は、ゼレンスキー大統領、クレーバ外相、ウメロフ国防大臣、ダニロフ国家安全保障・防衛会議書記と会談を行った。シコルスキ外相が行った会談に

おける主な議題は、戦うウクライナに対するさらなる財政・軍事支援、ウクライナによるEU・NATO加盟の展望、復興におけるポーランド・ウクライナ協力の深化の可能性であった。また、二国間関係における最近のテーマについても議論が行われた。

シコルスキ外相と各国外相等との電話会談【12月21日・27日・28日】

12月21日、シコルスキ外相は、ギリシャ、マルタ、

スウェーデンの外相と電話会談を行った。ギリシャのゲラベトリティス外相は、シコルスキ外相の再任に祝意を表した。両外相は、二国間関係が良好な状態を保っていることに満足の意を示し、ポーランド・ギリシャ関係のさらなる強化と、多国間、特にEUとNATOにおける両国間の協力への期待を表明した。マルタのボージュ外務・欧州・通商大臣と電話会談を行う中で、シコルスキ外相は、ポーランド・マルタ間の良好な関係に満足の意を表明した。両外相は、最近のウクライナによるEU加盟交渉入りが正しい方向へ進むための第一歩であることで一致した。スウェーデンのビルストロム外相と行った電話会談において、シコルスキ外相は、過去に東方パートナーシップのような重要なイニシアティブを創設してきたポーランドとスウェーデンの戦略的パートナーシップをさらに強化する意志を確認した。また、バルト海地域の将来にとって重要な分野において両国がとる立場が同様であることが確認された。

12月27日、シコルスキ外相は、アラブ首長国連邦(UAE)外相のアブダッター・ビン・ザイド・アール・ナヒヤーン殿下と電話会談を行った。ポーランドとUAEの経済・政治協力の展望と中東の安全保障情勢に主として話題が及んだ。両外相は、中東における紛争のエスカレーションと、紛争が国際安全保障に与える影響についても問題提起した。シコルスキ外相は、ポーランドとして外交的手段を通じてイスラエルとパレスチナの間の恒久的な平和を達成することに賛成していると強調した。

12月28日、シコルスキ外相は、フィンランド、トルコ、デンマークの外相とそれぞれ電話会談を行った。フィンランドのヴァルトネン外相と行った電話会談では、NATOの能力を発展させる必要性と、安全保障に対する現代の脅威へのEUのレジリエンスが特に強く印象に残った。また、何か月にもわたりポーランドにとって課題となっており、過去数週間にはフィンランド東部国境でも大きな問題となっている国境警備も重要なテーマであった。ポーランドとフィンランドが戦うウクライナのために支援を行い続ける協力の潜在的可能性を認識していることで、意見が一致した。トルコのフィダン外相との会談では、ポーランド・トルコ関係が非常に良好であること、また、パートナーシップ対話の構築に対するコミットメントに対する満足の意が示された。両外相は、安全保障、経済協力、そしてグローバル課題への対処におけるポーランドとトルコの協力の重要性を一致して指摘した。デンマークのラスムセン外相との会談では、二国間及び地域機関・国際機関場裡における緊密な協力に向けて相互にオープンであることが確認された。両外相は、近い将来に二国間協議を行う意志を確認し、予定されているデンマーク王子夫妻によるポーランド訪問が両国関係をさらに強化することへの確信を示した。

ロシア軍ミサイルのポーランド領空通過【12月29日】

12月29日、ポーランド軍参謀本部は、同日午前7時12分に飛行物体がウクライナ国境からポーランド領空を侵犯し3分足らずで領空から離脱したことを明らかにした。飛行物体はロシア軍のミサイルであり、ミサイルの飛行経路は常にポーランド及び同盟国の防空レーダーによって追跡され、防空システムは即応態勢を維持していた。また、F-16戦闘機が派遣されパトロールが行われた。

能登半島地震に関するポーランド政府要人からのメッセージ【1月2日・3日】

1月2日、ノヴァツカ教育大臣は、能登半島で起きた地震災害に関し、X(旧 Twitter)において「日本の友人たちへ、石川県で地震が起きた後、我々の心はあなたたちと共にあります。強い心を持ってくじけないうでください(Stay resilient.)。このような困難な時期においても、あなたたちは一人ではないということに確信を持ってください。」というメッセージを発表した。

翌3日、ポーランド外務省は、「多くの犠牲者を出した能登半島を襲った悲劇的な地震について、深い悲しみを覚えます。ポーランド外務省は、犠牲になられた方々のご遺族をはじめ、日本のすべての人々に深い哀悼の意を表します。ポーランドは、震災に対応する日本社会の揺るぎない精神と、被災された方々を支援する非常に多くの人々の活動に感嘆の念を抱いています。私たちは、この困難な時期にある日本に連帯の意を表します。」というメッセージを同省ホームページにプレスリリースとして発表した。

上川外務大臣のポーランド訪問【1月6日・8日】

1月6日及び8日、上川外務大臣がポーランドを訪問した。上川外相は、6日には、昨年10月まで下院友好議員連盟の会長も務めていたノヴァツカ教育大臣と女性閣僚同士で活発な意見交換を行い、教育面を含めたウクライナ支援や日ポーランドの協力強化について一致した。翌7日はウクライナを訪問し、8日には、上川外相とシコルスキ外相との初の会談が行われた。両外相は、ウクライナ支援・復興や東アジアにおける安全保障をはじめ、様々な分野での両国の戦略的パートナーシップの継続・深化について一致した。さらに、上川外相は、ドゥダ大統領を敬し、ウクライナ情勢や東アジア情勢につき意見交換を行い、二国間や地域のマルチ枠組みでの協力推進について一致した。政府要人との会談に続き、上川外相は、ポーランド日本情報工科大学を訪問し、ポーランド人・ウクライナ人在学生、同大学で行われたJICAによるITスキル研修を履修したウクライナ避難民、日本が拠出するUNICEFが支援する避難民母子と懇談した。

米国製戦車及び装甲車の納入【1月8日】

1月8日、ポーランド軍は、米国からM1A1戦車29両及びM-ATV装甲車79両がポーランドに到着したことを明らかにした。ポーランド軍は同戦車を116両発注しており、本年中に全て納入される予定で、さらに新型のM1A2SEPV3戦車250両を発注済みである。

ドゥダ大統領とゼレンスキー・ウクライナ大統領との電話会談【1月9日】

1月9日、ドゥダ大統領は、ゼレンスキー・ウクライナ大統領との電話会談を行った。会談では、ロシアによる侵略を受けたウクライナ情勢について議論した。また、両大統領は、ウクライナのユーロ・アトランティックへの願望について議論するとともに、近い将来の会談日程についても話し合った。

治 安 等

2023年交通罰則金の徴収総額が増加【12月22日】

12月22日、ジェチポスポリタ紙は、2023年に運転手から徴収された罰金の総額が、2022年より4億ズロチ以上増加する見込みであることを報じた。2022年の罰金総額は9億337万ズロチであったが、2023年は12月1日時点で既に14億ズロチに達している。増加の要因は、常習犯に対する罰則の強化のほか、罰金を支払った1年後に時効で減点が消失するとの法改正とされる。ドライバーが罰金を早く支払うほど、違反に対する1年間の時効が早く始まり、減点が早く消失することから、罰金の支払いを促すこととなった。そのほか、近年、警察官に罰金徴収用の決裁端末を装備し、罰金の徴収が効率化されたことも要因となっている。

スロバキアとの国境における一時的な国境管理を延長【12月29日】

12月29日、内務・行政省は、スロバキアとの国境で導入している国境管理を2024年2月1日まで延長することを明らかにした。ポーランドは、スロバキア国境からの移民の流入を阻止するため、シェンゲン協定に基づき、2023年10月4日から国境管理を導入し、その後11月と12月に延長した。

男性がタクシー運転手を暴行【12月29日】

12月29日、南東部の町タルノブジェクで、男(65歳)がタクシー運転手の女性の顔を殴る事件が発生した。

警察によると、男は子どもを幼稚園に送り届ける保護者にタクシーが道を譲ったことで、自身の車の進路が妨げられたとして腹を立て、女性を暴行した。

偽造医薬品の製造工場等が摘発【12月29日】

12月29日、警察当局は、複数の県において、偽造医薬品の製造工場3か所を摘発し、総額約5,000万ズロチ相当の偽造医薬品を押収したほか、倉庫6か所を摘発し、医薬品の原料や約2,000万ズロチ相当の機器18台を押収した。容疑者9人が逮捕された。

今回の摘発は、医薬品に関連する犯罪において過去最大規模であった。摘発は、ヴィエルコポルスキエ県、ルブスキエ県及びドルノシロンスキエ県で行わ

れた。

偽造医薬品の製造にはギャングが関与し、製品はウェブサイトを通じて市場に出回った。逮捕者のうち1人は組織的犯罪組織を率いた容疑で起訴され、その他逮捕者は組織的犯罪グループへの参加等の容疑で起訴された。

バルカンルートを経由する不法移民が減少【1月4日】

1月4日、ジェチポスポリタ紙は、スロバキア経由でポーランドにたどり着いた不法移民が2023年中に計2,078人摘発され、抑止的效果でバルカン半島を経由してポーランドに入国する移民が減少していることを報じた。

2023年夏、セルビア、ハンガリー、スロバキア及びポーランドを経由してドイツ等に不法入国を試みる移民が増加したことを受け、ポーランド政府は10月、スロバキアとの国境に一時的な国境管理を導入した。その結果、多くの不法移民が摘発され、抑止的效果で同ルートを経由する移民が減少している。

少年が偽のテロ攻撃情報を公開、治安機関が混乱【1月7日】

1月7日、少年(15歳)が、ヴロツワフ市中心部におけるテロ攻撃情報を公開し、ポーランド警察やインターポールを混乱に陥れた。

問題となった情報は、少年が人気コンピューターゲームのプラットフォーム上に投稿した。インターポール・ドイツ事務所からポーランド国家警察本部に当該情報が知らされたほか、米連邦捜査局(FBI)もオペレーションに関与したとされる。

少年によると、情報はジョークであり、誰も関心を持たないと思ったとしている。警察によると、偽情報を流布することは犯罪に該当し、最高で懲役8年が科される。

ベラルーシ人女性スパイが起訴【1月9日】

1月9日、内務省公安庁が先月拘束したベラルーシ人の女性がスパイ容疑で起訴された。女性は、ポーランドに居住するベラルーシ人ユダヤ教徒に関する情報をベラルーシ秘密警察に渡したとされる。女性は、最長10年の懲役刑が下される可能性がある。

違法な麻薬製造所が摘発【1月9日】

1月9日、警察当局は、ヴィエルコポルスキエ県西部で、違法な麻薬製造所を摘発し、約650万ズロチ相当の麻薬を押収した。製造所は、私有地に建てら

れた納屋であった。

製造所では、化学薬品、反応物、薬物前駆体等から成る2つの生産ラインが構築されていた。製造所摘発に関連して2人が逮捕され、大量の向精神薬を製造した罪で起訴された。

経 済

経済政策

子ども手当プログラム800+の施行【1月1日】

2024年1月1日、2023年7月7日に制定された「子育ての国家補助に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、子ども1人に対する保育給付金が月額500ズロチから800ズロチに増額された。この手当は自動的で、親が新たに申請する必要はない。

社会保障局(ZUS)は本日、最初の給付金を増額して振り込むことになる。さらに、500+プログラムが800+プログラムになったことを除けば、育児給付金を得るためのその他の条件は変わっていない。従来通り、子供が成人するまでは一人一人に支給され、支給の際の所得基準はない。現金給付は約700万人の子どもたちに支給され、総額約2,550億ズロチ(約587億ユーロ)でポーランドの家庭の所得を支えている。

ビジネス・ハーバー・プログラム【1月8日】

2023年夏のビザ問題は、ポーランド政府に大きな打撃を与えた。ビジネス・ハーバー(PBH)プログラムは、ポーランド企業のIT専門家誘致を支援することが目的で、2023年上半期、同プログラムにより発給されたビザは1万5100件に上った。ポーランド外務省のデータによると、この数字は下半期にはすでに6500件まで減少した。ポーランド投資貿易庁(PAII)によるポーランド領事館へのビザ推薦状送付は、PBHプログラム参加外国人へのポーランド領内での就労および居住の提供に関する疑義および外務省における管理手続きのため、現在停止されている。

国境警備隊本部のデータによると、PBHプログラムによりポーランドに入国した外国人は上期で1243人、下期で1185人であった。2020年のプログラム開始以来、合計約13,500件の入国許可証が発行された。同時に、ビザ発給数は約10万件に達した。専門家によると、この違いは、PBHプログラムビザが外国人のシェンゲン協定加盟国への移住を認め、ポーランドでの遠隔地勤務を認め、従業員個人だけでなく企業全体の移住を認めているため、移住を決めた企業に雇用されている全員がビザを取得できることに起因していると考えられる。その上、労働者の家族にもビザを取得する権利がある。しかし、ビザを取得した外国人のすべてがプロフェッショナルというわけではない。PBHの要件によれば、経験、資格に

加え、ポーランド企業からの招聘がなければならない。多くの従業員は最初の2つの条件を満たしておらず、これらの条件は厳密に検証されていないことが判明した。ポーランド外務省は、PBHビザを取得した外国人のうち何人がポーランドに滞在することを決めたかについてのデータを提供していない。

開発・技術省によるビジネス規制緩和【1月9日】

1月9日、ヘトマン新開発・技術大臣が、国会経済開発委員会のメンバーに規制緩和のアイデアを発表する。最大の雇用者団体と起業家団体で構成された起業家評議会のメンバーは、すでにヘトマン大臣が発表する内容のサンプルを入手している。彼らは、同省が政府における起業家の親善大使となることを望んでいることを知った。起業家全権大使と規制緩和担当チームの任命は、これを支援するためのものである。我々は今週、後者がどのように機能するかを知ることになる。開発・技術省幹部との会合で提供された情報によると、政府はすでにいくつかの規制緩和案を検討している。これには、経済法の適切な(少なくとも6ヶ月の)猶予期間を設けることも含まれる。これは起業家評議会が新政権に求めた要求のひとつである。起業家たちはまた、2段階の公開協議を求めている。まず規制の目標について、次にその目標を達成するための具体的な規制についてである。

トムチャク開発・技術副大臣は、税務調査の期間を現在の半分の6日間に短縮することで、起業家に対する監査の負担を減らすべきだと考えている。監査を実施する前に、会社は監査の目的に沿って準備するために必要な書類のリストも受け取るようになる。

金融政策理事会、公定金利を5.75%に維持【1月10日】

金融政策理事会(RPP)は、ポーランドのインフレ率は大幅に低下しているが、この低下が恒久的なものになるかどうかはわからないとし、1月9日の月例会合で、公定金利を過去3ヶ月と同じ5.75%に据え置いた。

食品価格と燃料価格が低水準で推移しており、インフレ率は間もなく大幅に低下すると予測している。しかし、RPPはコアインフレ率の低下はより緩やかになると強調し、公定金利はすぐに引き下げられないことを示唆した。RPPはインフレをめぐる不確実性

は、食料品に対する付加価値税の変更の可能性、エネルギー価格の凍結解除、予算部門賃金の上昇だけでなく、景気回復のペースからも生じていると付け加えた。なお、公定金利は2024年末までに4.

5%まで低下すると予想されており、最初の引き下げは3月か4月に行われる見込みである。

マクロ経済動向・統計

12月インフレ率6.1%【1月6日】

12月のポーランドのインフレ率は、世界的な食品価格の大幅な下落が主な原因で、意外にも低下した。GUSの速報データによると、ポーランドのインフレ率は前年同月比6.1%で、11月の6.6%から低下した。この減少は、世界的なエネルギーと農産物の価格下落、特に食品セクターの価格下落によるものである。食品指標では、月次物価が0.1%の上昇にとどまり、年率5.6%の上昇となったことが注目された。この傾向は、FAOの食料価格指数が世界的に5年連続で低下していることに影響され、食料デフレが進行していることを示唆している。安定した物価と安定したエネルギーコストにより、ポーランドのインフレ率は低く、ポーランド中央銀行が目標とする2.5%に近づく可能性がある。

12月PMI指標47.4ポイント【1月3日】

2023年12月のポーランドPMI指数は47.4ポイント(11月:48.7ポイント)となった。S&Pグローバルが2023年に実施したポーランドPMI調査の最新データは、製造業の状況が持続的に悪化していることを示している。新規受注件数は20回目の減少となり、さらに、この減少ペースが加速したため、生産減

少幅がやや拡大した。それにもかかわらず、両指標とも下落率は過去2年間で最も弱いものであった。四半期ベースでは、2023年第4四半期のPMI指数は平均46.9ポイントとなり、この平均値は第2四半期および第3四半期の値を上回った。2023年を通して、ポーランドの産業部門のPMIは46.2ポイントであった。これは2009年と2001年の2回だけで、いずれも45.6ポイントだった。報告書によると、ポーランド製造業の新規受注量は、2023年12月で20ヶ月連続の減少となった。

この一連の減少は、2000年9月から2002年7月まで続いた需要低迷の記録的な期間より1ヶ月短い。さらに、この減少ペースは4ヶ月ぶりに加速している。また、ドイツとフランスの需要減退に起因すると思われる新規輸出受注件数の減少の連続も、過去最長に近づいた。著者は、12月のデータでは、生産者が購入を制限し、特定の原材料の入手可能性が高まったと報告したため、生産資材の平均購入価格がさらに下落したことを指摘している。しかし、この下落のペースはごくわずかであった。その結果、製品価格は8ヶ月連続で下落し、これは過去8年間で最も長い下落幅となった。

ポーランド産業動向

今年のポーランド航空のフライト計画【1月3日】

ポーランド航空LOTはワルシャワからウズベキスタンの首都タシケントへの定期便を2月23日より開設することを決定するとともに、4月11日からワルシャワ・アテネ間の定期便再開を計画し、6月4日にはサウジアラビアの首都リヤドへ週3便の就航を予定している。また、2020年1月中旬に就航してCOVID-19の流行により一時運休していた北京の大興空港への定期便については6月に再開予定である。現在週4便運行している東京便を4月から週6便へ増便することを検討しており、ソウル便も同月に週4便から週6便に増便する予定である。また、ジョージアの首都トビリシ、アルメニアの首都エレバン、アゼルバイジャンの首都バクーへの便数も増やしたいと考えている。夏季には、ラドム空港からの直行便も就航する予定である。

国境におけるポーランド人農家による抗議活動の停止【1月8日】

昨年11月23日以降、メディカにおいてポーランド・ウクライナ間の国境を農家が封鎖し、とうもろこしへの補助金、流動性ローンへの追加資金、2024年末まで現行の農業税の水準を維持することを要求していたが、8日、シェキェルスキ農業・農村開発大臣、クバス＝フル・ポドカルパツキエ県知事、抗議団体「Deceived Countryside」のリーダーであるコンドロフ氏の間で合意が得られ、抗議活動は停止した。署名された協定に基づき、同大臣は抗議側の3つの要求に対し、トウモロコシへの補助金10億ズロチ、農業ローン25億ズロチ増額、農業税の値上げなしを実施することとなった。これらは、立法プロセスが終了し、欧州委員会の承認を得た後に実施される予定である。なお、トラック運転手による抗議活動は続いている。

原発立地に関する監査【1月9日】

ドナルド・トゥスク首相は、ポーランド初の原子力発電所建設地として選ばれたポモルスキエ県のホチェヴォの立地が最適かどうかを確認するための監査が行われていると述べた。トゥスク首相が指摘したように、監査によって他の選択肢がなく、ホチェヴォが最適な場所であることが確認されれば、プロジェクトの実施は継続される。首相はまた、戦略的エネルギー・インフラに関連する問題を所管省庁が担当するのか、政府全権委員の地位を維持するのか、翌週に決定すると述べた。

国営エネルギー企業トップの交代準備【1月10日】

政府はエネルギー企業経営陣の再編成を準備しており、来月には新しいトップが明らかになる見込みである。Enea、PGE、Tauron、Orlen に関する重要な会議が1月から2月にかけて予定されており、そこで取締役会の変更が話し合われる可能性がある。新経営陣の課題としては、市場プレーヤーとしての Orlen の信頼性を回復させること、市場が経営陣に政治家ではなく業界の専門家を期待しているため政治的影響を避けることなどが挙げられる。各CEO候補として、PGEには Krzysztof Zamasz 氏、Tauron には Grzegorz Lot 氏、Enea には Maciej Bando 氏、Orlen には Elżbieta Bieńkowska 氏と Robert Soczyński 氏（取締役メンバーに Paweł Olechnowicz 氏）が挙げられている。なお、Bieńkowska 氏は以前のトゥスク政権下で地域開発大臣、インフラ開発大臣、副首相を歴任し、その後EUの域内市場・サービス担当委員であった。

カトヴィツェの産業省【1月10日】

産業省は、ワルシャワ以外のカトヴィツェに本部を置く唯一の中央官庁となる。首相による産業省の設立とシレジア地方への設置は、政府と鉱業部門との関係において新たな幕開けとなる。チャルネツカ産業大臣は、予想されるエネルギー転換に関連する緊張を緩和するために、シレジア地方の鉱業者との距離を縮めることになっている。今のところ、この省には本部も人材もなく、正式に設置するには法律の改

正が必要である。しかし、ポーランド経済のどの分野を担当するかはすでに決まっている。チャルネツカ大臣が12月末に記者団との唯一の公式会合で発表したように、同省は鉱物、つまり鉱業と化石燃料分野のエネルギー問題を扱うことになっている。

シンクタンク分析センターのパートナーであるガイェフスキ氏は、同省が鉱業に関連する社会の一部により近い存在になることで、政府がシレジア地方の住民と必要かつオープンな対話を行うのに役立つだろうと指摘する。トゥスク首相は、ポーランドの鉱山労働者がポーランド経済の避けることができないエネルギー転換を阻止するために利用できる大きな政治力を持っていることをよく知っている、と同氏は付け加えた。彼らはおそらくこのプロセスを止めることはできないだろうが、政府の改革に反対することはできない。

クリーンエアプログラムと資金源【1月11日】

1月、ポーランドではPM2.5とPM10の粒子状物質が基準値を数百%上回り、最悪の大気汚染となった。今後2ヶ月の間に、ヘンニグ＝クロスカ気候・環境大臣は他のEUの閣僚と共に、2030年からEUで適用される新しい大気質基準に関する重要な決定を下す予定である。ポーランドにとって今後数年間の重要な焦点は熱源の交換と近代化であり、政府の大気汚染対策であるクリーンエアプログラムにおいて重要なステップとなる。

一部の地方の環境保護基金では、クリーンエアプログラムに基づき古い石炭ボイラーの交換と暖房の近代化などの補助金の予算が不足し、一部の地方では交付された補助金を受益者が期限内に受け取っておらず、最大で3億ズロチもの支払いが滞っている可能性がある。当地ジェチポスポリタ紙によると、クリーンエアプログラムの最初の数年間は、予算から資金を調達していたが、同資金が底をつきつつあり、資金・地域政策省及び国家復興計画(KPO)から資金援助されるかもしれない。KPOの資金提供の開始については、現在、気候・環境省と基金との間で協議が行われている。

科学技術

ポーランドの大学において原子力工学課程を設置【1月9日】

ポーランド初の原子力発電所建設に向け、専門家を育てる教育を始める必要があるが、今般、クラクフのAGH科学技術大学、ワルシャワ工科大学、ヴロツワフ工科大学、グダニスク工科大学、カトヴィツェ工科大学、ポズナン工科大学は、原子力工学の修士課程を設けると発表した。この分野の大学院課程は、上記の大学に加え、ワルシャワ経済大学とワズルス

キ大学にも開設される。また、核化学を学ぶことができる大学も現れる予定である。

パヴェウ・ガイダ博士(AGH科学技術大学講師、欧州原子力学会副会長)は、大学における原子力関連の課程を増やす必要があると同時に、建設から電力工学、機械工学、オートメーションに至るまで、すべての専門家の教育を強化する必要があると述べている。

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生していませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

(1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q&A」

(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)

(2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)

(3)ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)

6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

●ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。

●歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

- 爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なもの陰に隠れる。
- 周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。
- 爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

- 犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

- 不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。
- 会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。
- セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。
- 二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正（平成30年）に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

旅券のオンライン申請等の開始について

2023年3月27日から旅券の申請手続きをオンラインで行うことができるようになりました。オンラ

イン申請を行っていただければ、在外公館に来館する必要はなくなりますので、是非ご活用下さい。オンライン申請を行うためには、スマートフォンへの在留邦人用旅券申請アプリのインストールやオンライン在留届（ORRネット）への登録が必要となります。なお、新規旅券の受取は、引き続き当館に来ていただく必要がありますのでご留意下さい。

詳細：<https://www.pl.emb-japan.go.jp/files/100484349.pdf>

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30及び13:30 - 17:00

問合せ先：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22-584-7300、Eメール：info-cul@wr.mofa.go.jp、住所：Al. Ujazdowskie 51, Warszawa）

文化行事・大使館関連行事

【開催中】展覧会「歌川広重」【2023年11月17日（金）～2024年5月5日（日）】

クラクフ市の日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「歌川広重」が開催中です。歌川広重の作品を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所：Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, Kraków

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。（営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。）

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス(newsmail@wr.mofa.go.jp)